

健診やウォーキングなどでポイントを貯めて、記念品をもらおう

のばそう健康寿命！ 貯めよう健康ポイント

— 韮崎市健康ポイント事業スタート —

韮崎市では、健康診断の受診者や健康づくりの実践者を増やすことで早期の病気の予防や改善、健康寿命を伸ばすことを目的に健康ポイント事業を開始します。

■健康ポイント事業の概要
健診（がん検診・人間ドック等を含む）や市ウォーキング事業、スポーツクラブなどの運動教室、公民館各種団体や個人またはグループで

ポイント対象メニュー	ポイント数	ポイント獲得方法	
		保健福祉センター窓口にて健診結果・実践記録票等を確認します。	受付時に押印します。
A 健康診断（市や職場等の健康診断・特定健診・人間ドック）	30 P (1回まで)	○※1	
B 各種がん検診（市や職場等の健康診断・人間ドック）	30 P	○※2	
C 歯科健診（市の健康診断・歯と口の衛生週間）	20 P		○
D 武田の里ウォーク春（4月）	20 P		○
E 武田の里ウォーク秋	20 P		○
F にらさきいきいきウォーキング3回	1回 10 P		○
G 公民館や各団体によるウォーキングを中心とした催し	5 P (2回まで)	○※3	
H 個人やグループによるウォーキング (週1回以上を3か月以上行う)	20 P	○※3	
I ・NPO 韮崎スポーツクラブやゆ〜ぶる にらさきプールプログラム等 ・民間団体による運動教室	20 P (週1回以上を3か月以上行う)	○※4	

※1 健康診断結果用紙等 ※2 各種がん検診結果用紙等
※3 実践記録票（ピンク色） ※4 出席簿（青色）等
注) Bのがん検診については何種類受けても30ポイントまでとします。

ウォーキングを実践し、合計100ポイント以上を達成した方に、記念品（クオカード）を贈呈します。

■実施期間

4月1日（金）～
平成29年3月31日（金）

■対象者

■参加方法

- ①ポイントカード等一式（※3・※4含む）を受け取る（配布場所：保健福祉センター・市営体育館、市役所教育課、各町公民館等）
- ②ポイント対象メニュー（別表）に参加する。
- ③100ポイント以上達成後ポイントカードを提出。確認後記念品を贈呈します。（提出場所：保健福祉センター）

■ポイント達成受付及び記念品贈呈期間

9月1日（木）～
平成29年4月10日（月）

■問い合わせ

保健課 保健指導担当
☎ 23-4310

元気な今こそ予防です！ 高齢者肺炎球菌 ワクチンの予防接種

肺炎球菌は、肺炎を引き起こす原因となる病原体の一つです。特に高齢者が発症すると重症化する傾向がありますので、早めに接種を受け、予防に努めましょう。

■対象者

- ①平成29年3月31日現在、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方
- ②接種日現在、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方（接種希望の方は、身体障害者手帳を持参し、保健課までお申出ください）

※対象者には3月末に予防票を送付しますので、ご確認のうえお手続願います。
※任意接種として肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことのある方は対象外

■実施期間

4月1日（金）～
平成29年3月31日（金）

■接種費補助

接種費の2分の1を補助（100円未満は切捨て）
補助限度額4,000円

■ご注意ください

実施期間外及び指定医療機関以外で接種した場合は全額自己負担となります。なお、指定医療機関はお問い合わせください。

※66歳以上の対象者以外で過去に接種されたことがない方のうち接種を希望される方にも、任意予防接種費用の一部助成を行っております。接種を希望される方は事前に申請が必要ですので、接種前にお問い合わせ願います。

■問い合わせ

保健課 健康増進担当
☎ 23-4310



早期発見と予防のために健康診断を

各種健康診断の受診のお願い

かつては「不治の病」とされていた「がん」も、治療技術の進歩により、現在では早期発見・早期治療で助かる病となつてきています。そこでますます大切なのが定期的な検診。健康な毎日を送るため、定期的に受診しましょう。

両ドック及び検診共通事項

- 受診券発行期間 4月1日(金)～12月22日(木)
- 受付場所 保健課窓口(保健福祉センター内)
- 受診期限 平成29年3月31日(金)

人間ドック

- 助成額 男性 23,000円
女性 28,000円

■対象者

■対象者 葦崎市国民健康保険加入者で、平成29年3月31日現在40歳から74歳までの方(昭和17年4月2日～昭和52年4月1日生まれの方)

※申込時、本人及び世帯主が市税等を滞納(分納)していない方

※総合健診受診者は、人間ドックを受診できません。

■受付時の持ち物

- ・国民健康保険証
- ・健診キット(キットは7月上旬発送予定。キットの発送前に受付される場合は、保険証のみ持参願います。)

■受診医療機関(6機関)

■受診医療機関(6機関) 葦崎市立病院・葦崎相互病院・山梨病院健康管理センター・山梨県厚生連健康管理センター・甲府共立病院総合健診センター・石和温泉病院(クアハウス石和)

※例年、受診期限間際での予約が殺到し、受診できない状況が生じていますので、余裕を持った予約・申込をお願いします。

■脳ドック

■助成額(男女とも)

10,000円

■対象者

市内に住所を有し、平成29年3月31日現在で50歳以上の方のうち、前年度脳ドックを受診されていない方(昭和42年4月



【表1】 初回対象者

年齢	生年月日	対象検診項目
20歳(21歳)	平成7年4月2日～平成8年4月1日	子宮頸がん検診
40歳(41歳)	昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	乳がん検診

再勧奨対象者

年齢	生年月日	対象検診項目
25歳(26歳)	平成2年4月2日～平成3年4月1日	子宮頸がん検診
30歳(31歳)	昭和60年4月2日～昭和61年4月1日	子宮頸がん検診(◎過去にクーポン券未利用者かつ市のがん検診未受診者)
35歳(36歳)	昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	
40歳(41歳)	昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	
45歳(46歳)	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日	乳がん検診
50歳(51歳)	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	(◎過去にクーポン券未利用者かつ市の検診未受診者)
55歳(56歳)	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	
60歳(61歳)	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	

- 1日以前に生まれた方
- ※申込時、本人及び世帯主が市税等を滞納(分納)していない方
- 受付時の持ち物 健康保険証
- 受診医療機関(2機関) 葦崎市立病院・秋山脳外科
- 乳がん・子宮がん検診

食生活の欧米化などにより、乳がんや子宮頸がんが増加しています。いずれも早期に発見し、治療を行えば、高い確率で治癒すると言われています。ご自身また大切なご家族のため、年に一度の検診をお勧めします。

初回対象者及び再勧奨対象

者で【表1】に該当する方を対象に、検診の自己負担金を免除し、マンモグラフィーによる乳がん検診または子宮頸がん検診を実施します。

■対象者の方【表1】

無料クーポン券を5月中に郵送しますので、詳細を確認のうえ受診願います。

■無料クーポン券対象者以外の方で受診希望の方

事前に受診券の発行が必要となりますので、下記発行期間・受付場所にて手続きをお願いします。

※【表2】参照

■申し込み・問い合わせ

保健課健康増進担当

☎ 2314310

【表2】 乳がん・子宮がん検診受診方法詳細

	子宮がん検診		乳がん検診	
	頸部	頸体部	視触診・超音波検査	視触診・マンモグラフィー検査
対象者 ※1(葦崎市民の方)	本年度21歳以上の女性	医師の判断により検診(体部)が必要と認められた方	本年度25歳～39歳の女性、 本年度40歳以上の偶数年の女性	本年度41歳以上の奇数年の女性
受付期間	【表1】の対象者は無料クーポン券を使って受診してください。受診券の発行は必要ありません。 平成28年4月1日(金)～平成28年12月22日(木)			
受診申込(受診券発行)	保健福祉センター又は総合健診会場			
受診場所	指定医療機関		山梨県厚生連健康管理センター (保健福祉センター、東京エレクトロン葦崎文化ホール) 葦崎市立病院 いいのクリニック	
受診期間	平成29年1月31日(火)まで			
持ち物	健康保険証、自己負担金			
自己負担金	2,000円	2,800円(内800円は医療機関へ支払)	1,000円	
	ただし、本年度70歳以上は無料。			

不妊症対策支援事業を制度改正

不妊治療への 助成の対象範囲を拡大

特定不妊治療に加えて、一般不妊治療・男性不妊治療を追加

■ 治療内容

- ・ 特定不妊治療（体外受精または顕微授精）
- ・ 一般不妊治療（人工授精等）
- ・ 男性不妊治療（特定不妊治療の一環として行われる、精巣内精子生検採取法または精巣上体内精子吸引採取法による手術、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）

■ 助成額及び期間
下表のとおり

■ 助成対象となるご夫婦

- ・ 夫婦のいずれかが継続して1年以上本市に住所を有する戸籍上のご夫婦
- ・ 医療機関において不妊症と診断され、不妊症の治療を受けているご夫婦
- ・ 合計所得が730万円未満のご夫婦
- ・ 市税等を滞納していないご夫婦

■ 申請方法

治療が終了した日の翌日から起算して1年以内に申請書（医療機関の証明）に領収書および保険証を添付して、保健課保健指導担当までお持ちください。

※平成28年3月31日までに開始した治療は旧制度の適用ですのをご注意ください。

	治療内容	年間助成金額	通算助成期間	適用開始
新制度	特定不妊治療	1年度内に20万円まで	5年間	平成28年4月1日以降に治療を開始
	一般不妊治療			
	男性不妊治療	1年度内に5万円まで		
制度改正前	特定不妊治療	1年度1回の治療につき10万円を限度として2回まで助成	限度なし	平成28年3月31日以前に治療を開始



■問い合わせ 保健課 保健指導担当 ☎23-4310

高齢者の皆さんが生きがいをもって暮らすために何が必要か考え、活動します！

シニア健康サポーターを募集

本市では地域の高齢者の方々の健康づくりや介護予防活動を行政とともに、身近で支援して下さるサポーターの養成を行っています。

■シニア健康サポーターってどんなことなの？

介護予防のために実施されている『いきいき筋筋クラブ』等で健康づくりをサポートしていただきます。

■シニア健康サポーターになるには？

養成研修（全4回）をすべて受講された方に「シニア健康サポーター」としてご登録いただきます。養成研修終了時には、修了証と認定証をお渡しします。その後、シニア健康サポーターとして活動していただきます。

■対象 趣旨に賛同される方

■定員 20名（先着順）

■募集期間 4月1日（金）～5月10日（火）

■申込方法 電話または介護保険課介護支援担当窓口でお申し込みください。

■問い合わせ 介護保険課 介護支援担当（保健福祉センター内） ☎23-4313

平成28年度 シニア健康サポーター養成講座日程

	日程	内容	時間	場所
1回目	6月 3日(金)	介護予防活動における高齢者へのサポート方法、体操等の指導	午前9:30～11:30	保健福祉センター
2回目	6月16日(木)		午前9:30～11:30	
3回目	7月 1日(金)		午後1:30～ 3:30	
4回目	7月21日(木)		午後1:30～ 3:30	